

## (1) 水質基準項目

区分	番号	水		系		石橋浄水場系			祖父江記水場系			設定理由等
		項目	基準値	過去3年間最高値	基本頻度(給水栓)	測定地点・頻度(回/年)		過去3年間最高値	基本頻度(給水栓)	測定地点・頻度(回/年)		
						給水栓	原水				給水栓	
病原生物の指標	1	一般細菌	100 個/ml以下であること	0 個/ml	12回/年	12	12	0 個/ml	12回/年	12	省略不可	
	2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12回/年	12	12	不検出	12回/年	12		
無機物質・重金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下であること	0.0003 mg/l未滿	1回/3年	1	1	0.0003 mg/l未滿	1回/3年	1	安全確認等のため	
	4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下であること	0.00005 mg/l未滿	1回/3年	1	1	0.00005 mg/l未滿	1回/3年	1		
	5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下であること	0.001 mg/l未滿	1回/3年	1	1	0.001 mg/l未滿	1回/3年	1		
	6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下であること	0.001 mg/l未滿	1回/3年	1	1	0.001 mg/l未滿	1回/3年	1		
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下であること	0.004 mg/l	4回/年	12	12	0.001 mg/l未滿	1回/3年	1		
	8	六価クロム化合物	0.02 mg/l以下であること	0.002 mg/l未滿	1回/3年	1	1	0.002 mg/l未滿	1回/3年	1		
	9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下であること	0.004 mg/l未滿	1回/3年	4	4	0.004 mg/l未滿	1回/3年	1	安全確認等のため	
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下であること	0.001 mg/l未滿	4回/年	4	1	0.001 mg/l未滿	4回/年	4	省略不可	
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下であること	0.3 mg/l	1回/3年	4	4	0.4 mg/l	1回/3年	4	安全確認等のため	
	12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下であること	0.08 mg/l	1回/年	4	4	0.10 mg/l	1回/年	4		
	13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l以下であること	0.1 mg/l未滿	1回/3年	1	1	0.1 mg/l未滿	1回/3年	1		
	14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下であること	0.0002 mg/l未滿	1回/3年	1	1	0.0002 mg/l未滿	1回/3年	1		
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下であること	0.005 mg/l未滿	1回/3年	1	1	0.005 mg/l未滿	1回/3年	1			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下であること	0.004 mg/l未滿	1回/3年	1	1	0.004 mg/l未滿	1回/3年	1			
一般有機化学物質	17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下であること	0.001 mg/l未滿	1回/3年	1	1	0.001 mg/l未滿	1回/3年	1	安全確認等のため	
	18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下であること	0.001 mg/l未滿	1回/3年	1	1	0.001 mg/l未滿	1回/3年	1		
	19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下であること	0.001 mg/l未滿	1回/3年	1	1	0.001 mg/l未滿	1回/3年	1		
	20	ベンゼン	0.01 mg/l以下であること	0.001 mg/l未滿	1回/3年	1	1	0.001 mg/l未滿	1回/3年	1		
	21	塩素酸	0.6 mg/l以下であること	0.06 mg/l未滿	4回/年	4	4	0.11 mg/l	4回/年	4		
	22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下であること	0.002 mg/l未滿	4回/年	4	4	0.002 mg/l未滿	4回/年	4		
消毒副生成物	23	クロロホルム	0.06 mg/l以下であること	0.008 mg/l	4回/年	4	4	0.023 mg/l	4回/年	4	省略不可	
	24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下であること	0.003 mg/l未滿	4回/年	4	4	0.003 mg/l未滿	4回/年	4		
	25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下であること	0.001 mg/l	4回/年	4	4	0.001 mg/l	4回/年	4		
	26	臭素酸	0.01 mg/l以下であること	0.001 mg/l未滿	4回/年	4	4	0.001 mg/l未滿	4回/年	4		
	27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下であること	0.012 mg/l	4回/年	4	4	0.030 mg/l	4回/年	4		
	28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下であること	0.003 mg/l未滿	4回/年	4	4	0.008 mg/l	4回/年	4		
	29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下であること	0.003 mg/l	4回/年	4	4	0.006 mg/l	4回/年	4		
	30	ブロモホルム	0.09 mg/l以下であること	0.001 mg/l未滿	4回/年	4	4	0.001 mg/l未滿	4回/年	4		
	31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下であること	0.008 mg/l未滿	4回/年	4	4	0.008 mg/l未滿	4回/年	4		
	32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下であること	0.003 mg/l	1回/3年	1	1	0.002 mg/l	1回/3年	1		安全確認等のため
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下であること	0.02 mg/l	1回/3年	4	1	0.03 mg/l	1回/年	4		
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下であること	0.01 mg/l未滿	1回/3年	1	1	0.01 mg/l未滿	1回/3年	1			
35	銅及びその化合物	1.0 mg/l以下であること	0.002 mg/l	1回/3年	1	1	0.001 mg/l	1回/3年	1			
味覚	36	ナトリウム及びその化合物	200.00 mg/l以下であること	13 mg/l	1回/3年	1	1	7.3 mg/l	1回/3年	1	省略不可	
色	37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下であること	0.005 mg/l未滿	1回/3年	1	1	0.005 mg/l未滿	1回/3年	1		
味覚	38	塩化物イオン	200.0 mg/l以下であること	5.7 mg/l	12回/年	12	12	12.0 mg/l	12回/年	12	省略不可	
	39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下であること	22 mg/l	1回/3年	1	1	15 mg/l	1回/3年	1	安全確認等のため	
発泡	40	蒸発残留物	500 mg/l以下であること	97 mg/l	4回/年	4	4	80 mg/l	1回/年	4	石橋浄水場系給水栓については省略不可	
	41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下であること	0.02 mg/l未滿	1回/3年	1	1	0.02 mg/l未滿	1回/3年	1	安全確認等のため	
臭気	42	ジェオスミン	0.00001 mg/l以下であること	0.000001 mg/l未滿	発生時期に1回/月	発生時期に2回/月	発生時期に1回/月	0.000002 mg/l	発生時期に1回/月	発生時期に2回/月	これらの物質を産生する藻類の繁殖に併せて検査	
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下であること	0.000001 mg/l未滿	発生時期に1回/月	発生時期に2回/月	発生時期に1回/月	0.000001 mg/l未滿	発生時期に1回/月	発生時期に2回/月		
発泡	44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下であること	0.002 mg/l未滿	1回/3年	1	1	0.002 mg/l未滿	1回/3年	1	安全確認等のため	
臭気	45	フェノール類	0.005 mg/l以下であること	0.0005 mg/l未滿	1回/3年	1	1	0.0005 mg/l未滿	1回/3年	1		
味覚	46	有機物(TOC)	3 mg/l以下であること	0.3 mg/l	12回/年	12	12	0.7 mg/l	12回/年	12	省略不可	
基礎的性状	47	pH値	5.8以上8.6以下であること	7.1-8.1	12回/年	毎日(閉庁日を除く)	毎日(閉庁日を除く)	6.7-7.8	12回/年	毎日(閉庁日を除く)		
	48	味	異常でないこと	異常なし	12回/年	毎日(閉庁日を除く)	毎日(閉庁日を除く)	異常なし	12回/年	毎日(閉庁日を除く)		
	49	臭気	異常でないこと	異常なし	12回/年	毎日(閉庁日を除く)	毎日(閉庁日を除く)	異常なし	12回/年	毎日(閉庁日を除く)		
	50	色度	5 度以下であること	0.5 度未滿	12回/年	毎日(閉庁日を除く)	毎日(閉庁日を除く)	0.5 度未滿	12回/年	毎日(閉庁日を除く)		
	51	濁度	2 度以下であること	0.1 度未滿	12回/年	毎日(閉庁日を除く)	毎日(閉庁日を除く)	0.1 度未滿	12回/年	毎日(閉庁日を除く)		

備考 基本頻度とは法令上これまでの検査結果から設定した頻度のことです。

## (2) 1日1回行う水質検査項目

1日1回行う水質検査項目	評価	検査頻度	
		給水栓	
色	異常でないこと	毎日(閉庁日を含む)	
濁り	異常でないこと	毎日(閉庁日を含む)	
味	異常でないこと	毎日(閉庁日を含む)	
臭気	異常でないこと	毎日(閉庁日を含む)	
消毒の残留効果	0.1 mg/l以上であること	毎日(閉庁日を含む)	

備考 浄水場の運転管理業務委託従事者により行います。